

岬町告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、岬町財務規則（平成5年岬町規則第20号）第49条第2項の規定により告示する。

令和7年2月6日

岬町長 田代 堯

記

1. 指定納付受託者の名称及び所在地  
アマゾンジャパン合同会社  
東京都目黒区下目黒1丁目8-1
2. 納付させる歳入  
岬ゆめ・みらい寄附金
3. 歳入を納付させる期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで